平成２２年（フ）第９６８０号
大阪府吹田市青山台４丁目３番千里青山台団地Ｃ―11号棟206号室、開始決定時の住所大阪府箕面市粟生間谷西３丁目21番11―807号フォルム箕面
破産者　金田こと　金　登志雄
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５２号
大阪市西区江戸堀３丁目７番21―901号
破産者　清水谷　亮
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２号
大阪市平野区瓜破６丁目６番23―301号
破産者　土屋ますみ
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４号
大阪市旭区太子橋３丁目２番４―614号
破産者　富永　道明
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７号
大阪市阿倍野区相生通２丁目11番９号、前住所大阪市阿倍野区北畠３丁目11番６号
破産者　柴田　一信
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９号
大阪市旭区赤川３丁目14番７号
破産者　吉村　　慶
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１号
堺市堺区松屋町２丁33番地
破産者　音田　東美
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９号
大阪市淀川区宮原５丁目６番６―501号
破産者　小早川一郎
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６号
大阪府吹田市垂水町３丁目25番408号
破産者　和田　和廣
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８号
大阪府豊中市旭丘１番７―802号、前住所大阪府豊中市夕日丘２丁目15番５―406号
破産者　ＭＡＶＥＲＩＣＫＳこと　阿部　一仁
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９号
大阪府豊中市旭丘１番７―802号、前住所大阪府豊中市夕日丘２丁目15番５―406号
破産者　阿部　幸子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９７号
大阪市北区天神橋３丁目９番14号　カサブロンセ306号室
破産者　松岡　秀明
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５５号
堺市堺区松屋町２丁33番地
破産者　音田　直俊
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８号
堺市西区浜寺石津町中３丁４番20号
破産者　久井　正之
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６６号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１―５―504号、前住所大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番13号
破産者　新菊水こと　岸田　圭司
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９６号
大阪府松原市阿保２丁目38番地の１　102号、申立時の住所大阪府松原市東新町２丁目201番地の８
破産者　サンコーオートこと　岡田　修二
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１１号
大阪府富田林市木戸山町10番27号、前住所大阪府富田林市若松町３丁目７番31号
破産者　長崎　健一
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４５号
堺市美原区北余部西４丁目３番14―202号、開始決定時の住所堺市美原区北余部540番地34
破産者　真鍋　義人
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
堺市南区宮山台４丁３番21―203号
破産者　共栄塗装こと　小村祐一郎
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係